

改正	昭和五三年 四月 一日規則第一八号	昭和五八年 四月 一日規則第二八号
	平成 七年 三月三十一日規則第三九号	平成 九年一〇月二一日規則第八六号
	平成一一年一二月二八日規則第八九号	平成一三年 二月二三日規則第一四号
	平成一六年 三月三〇日規則第三六号	平成一七年 三月 七日規則第二五号
	平成二五年 二月 五日規則第一一号	平成二七年一二月二五日規則第八一号
	平成二八年 三月三十一日規則第四六号	平成二八年 七月二九日規則第六三号
	令和 三年 九月三〇日規則第七九号	

千葉県土採取条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第一条の二 条例第二条の三第一項に規定する申請書は、土採取業者登録申請書（別記第一号様式）とする。

2 条例第二条の三第二項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 条例第二条の二の登録を受けようとする者（以下本項において「申請者」という。）が、条例第二条の五第一項第一号から第五号まで及び第七号に該当しない者であることを誓約する書面
- 二 事務所に置く現場責任者が、条例第二条の十三の規定による現場責任者試験（以下「試験」という。）に合格した者又は条例第二条の五第一項第六号ロに該当する者であることを証する書面
- 三 事務所に置く現場責任者が、申請者又はその従業員（申請者が法人である場合には、その業務を行う役員を含む。）であることを証する書面及び当該現場責任者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し
- 四 事務所に置く現場責任者が、条例第二条の五第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 五 申請者の土採取業経歴書（別記第二号様式）
- 六 申請者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書）
- 七 申請者（申請者が法人である場合には、その業務を行う役員）及び事務所に置く現場責任者の生年月日を証する書面

追加〔昭和五八年規則二八号〕、一部改正〔平成一七年規則二五号・二五年一一号・二七年八一号・二八年四六号〕

（規則で定める県内の市町村の条例）

第一条の三 条例第二条の五第一項第一号に規定する規則で定める県内の市町村の条例は、千葉市土の採取計画の認可に関する条例（平成二十八年千葉市条例第十九号）とする。

追加〔平成二八年規則六三号〕

（現場責任者の資格）

第一条の四 条例第二条の五第一項第六号ロに規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。

- 一 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定による業務主任者試験に合格した者
- 二 法第六条第一項第六号ロの規定により、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者

追加〔昭和五八年規則二八号〕、一部改正〔平成二七年規則八一号・二八年六三号〕

(承継の届出)

第一条の五 条例第二条の六第二項の規定による土採取業者の地位の承継の届出は、土採取業地位承継届出書（別記第三号様式）を提出して行わなければならない。

2 前項の土採取業地位承継届出書には、次の書面を添付しなければならない。

一 条例第二条の六第一項の規定により土採取業者の事業の全部を譲り受けて土採取業者の地位を承継した者にあつては、土採取業者事業譲渡証明書（別記第三号様式の二）及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 条例第二条の六第一項の規定により土採取業者の地位を承継した相続人にあつては、土採取業者相続証明書（別記第四号様式）及び戸籍謄本（二以上の相続人の同意により選定されたものにあつては、土採取業者相続同意証明書（別記第五号様式）及び戸籍謄本）

三 条例第二条の六第一項の規定により土採取業者の地位を承継した合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

四 承継人が条例第二条の五第一項第一号から第五号まで及び第七号に該当しないことを誓約する書面

五 承継人（承継人が法人である場合には、その業務を行う役員）の生年月日を証する書面

追加〔昭和五八年規則二八号〕、一部改正〔平成九年規則八六号・一三年一四号・一七年二五号・二七年八一号・二八年四六号・六三号〕

(登録事項の変更の届出)

第一条の六 条例第二条の七第一項の規定による変更の届出は、登録事項変更届出書（別記第六号様式）を提出して行わなければならない。

2 前項の変更の届出をする場合において、当該変更の届出に係る変更が法人の業務を行う役員に係るものであるときは当該役員が条例第二条の五第一項第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面及び第一条の二第二項第七号（当該変更に係るものに限る。）に掲げる書面、当該変更が現場責任者の変更又は事務所の新設に係るものであるときは同項第二号から第四号まで及び第七号（当該変更に係るものに限る。）に掲げる書類を添付しなければならない。

追加〔昭和五八年規則二八号〕、一部改正〔平成二七年規則八一号・二八年四六号・六三号・令和三年七九号〕

(廃止の届出)

第一条の七 条例第二条の八の規定による土採取業の廃止の届出は、土採取業廃止届出書（別記第七号様式）を提出して行わなければならない。

追加〔昭和五八年規則二八号〕、一部改正〔平成二八年規則六三号〕

(登録の取消し等に該当する規則で定めるもの)

第一条の八 条例第二条の十第一項第六号に規定する規則で定めるものは、千葉市土の採取計画の認可に関する条例第三条第一項の規定の違反及び同条例第十三条第二項の規定による認可の取消しとする。

追加〔平成二八年規則六三号〕

(現場責任者の職務)

第一条の九 条例第二条の十二第一項の規則で定める現場責任者の職務は、次の各号に掲げるものとする。

一 土採取計画の作成及び変更に参加すること。

二 土採取場において、認可採取計画に従つて土の採取が行われるよう監督すること。

三 土の採取に従事する者に対する土の採取に伴う災害の防止に関する教育の計画を立案し、実施すること。

四 土の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、適切な対策を講ずること。

追加〔昭和五八年規則二八号〕、一部改正〔平成二八年規則六三号〕

(現場責任者試験)

第一条の十 試験は、毎年少なくとも一回実施するものとする。

2 前項の試験を実施する場合は、試験を実施する期日及び場所、受験願書の提出期限その他試験に

関する事項をあらかじめ公告するものとする。

追加〔昭和五八年規則二八号〕、一部改正〔平成二八年規則六三号〕

(試験科目等)

第一条の十一 試験は、筆記による試験とし、次に掲げる事項について行う。

- 一 土の採取に関する法令
- 二 土の採取に関する技術的な事項

追加〔昭和五八年規則二八号〕、一部改正〔平成二八年規則六三号〕

(受験手続)

第一条の十二 試験を受けようとする者は、受験願書(別記第八号様式)に写真(縦八センチメートル、横六センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。以下同じ。)を添えて知事に提出しなければならない。

追加〔昭和五八年規則二八号〕、一部改正〔平成二八年規則六三号〕

(合格証)

第一条の十三 知事は、試験に合格した者に対し、土採取現場責任者試験合格証(別記第九号様式)を交付するものとする。

追加〔昭和五八年規則二八号〕、一部改正〔平成二八年規則六三号〕

(合格証の再交付の手続)

第一条の十四 前条の合格証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損し、その再交付を受けようとする者は、再交付申請書(別記第十号様式)に写真を添えて提出しなければならない。

追加〔昭和五八年規則二八号〕、一部改正〔平成二八年規則六三号〕

(非常災害による土採取の届出)

第二条 条例第三条第二項の規定による届出は、非常災害土採取届出書(別記第十一号様式)を提出して行わなければならない。

一部改正〔昭和五八年規則二八号〕

(認可の申請)

第三条 条例第五条第一項に規定する申請書は、土採取計画認可申請書(別記第十二号様式)とする。

2 条例第五条第二項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 土採取場の位置及び土の搬出経路を示す縮尺五万分の一以上の地図
- 二 土採取場並びにその周辺の土地の現況及び主要な公共施設等を示す見取図
- 三 土採取場の実測平面図並びに実測縦断面図及び実測横断面図に計画地盤面を記載したもの
- 四 掘削区域の求積図及び土量計算書
- 五 土採取場及びこれに隣接する土地の公図の写し
- 六 条例第二条の二の登録を受けていることを示す書面
- 七 土採取場を管理する事務所の名称及び所在地、当該事務所の現場責任者の氏名並びに当該現場責任者が当該土採取場において認可採取計画に従って土の採取が行われるよう監督するための計画を記載した書面
- 八 土採取場で土の採取を行うことについて申請者が権原を有することを示す書面
- 九 土の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面
- 十 その他知事が特に必要と認める書類及び図面

一部改正〔昭和五八年規則二八号〕

(変更の認可の申請)

第四条 条例第七条第一項の規定により変更の認可を受けようとする者は、土採取計画変更認可申請書(別記第十三号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、変更事項に係る前条第二項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一部改正〔昭和五八年規則二八号〕

(氏名等の変更の届出)

第五条 条例第七条第三項の規定による届出は、氏名等変更届出書(別記第十四号様式)を提出して行わなければならない。

一部改正〔昭和五八年規則二八号〕

(完了及び廃止の届出)

第六条 条例第十二条第一項の規定による届出は、土採取完了（廃止）届出書（別記第十五号様式）を提出して行わなければならない。

一部改正〔昭和五八年規則二八号〕

(標識)

第七条 条例第十四条に規定する標識は、主標識（別記第十六号様式）及び補助標識とする。

- 2 主標識は、土採取場の主たる出入口の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 補助標識は、土採取場の区域が確認できるものでなければならない。

一部改正〔昭和五八年規則二八号〕

第八条 削除

〔昭和五八年規則二八号〕

(身分を示す証明書)

第九条 条例第十七条第二項の証明書は、別記第十七号様式によるものとする。

一部改正〔昭和五八年規則二八号〕

(申請書等の提出部数)

第十条 条例第二条の三又は第一条の五から第一条の七まで、第一条の十二若しくは第一条の十四の規定により提出する書類の部数は一部とし、条例第五条又は第二条若しくは第四条から第六条までの規定により提出する書類の部数は、正本一部及び当該土採取場が所在する市町村の数に一を加えた数の写しとする。

全部改正〔昭和五八年規則二八号〕、一部改正〔平成二八年規則六三号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和四十九年九月二十九日から施行する。  
(千葉県土採取条例施行規則の廃止)
- 2 千葉県土採取条例施行規則（昭和四十六年千葉県規則第六十六号）は、廃止する。  
(千葉県事務委任規則の一部改正)
- 3 千葉県事務委任規則（昭和三十一年千葉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。  
第三条第一項に次の一号を加える。

三十一 千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号）の施行に関すること。

- イ 第三条第一項の規定による採取計画の認可に関すること。
- ロ 第三条第二項の規定による土採取の届出の受理に関すること。
- ハ 第七条第一項の規定による採取計画の変更の認可に関すること。
- ニ 第七条第三項の規定による変更の届出の受理に関すること。
- ホ 第十条の規定による認可採取計画の変更命令に関すること。
- ヘ 第十一条の規定による緊急措置命令等に関すること。
- ト 第十二条第一項の規定による完了及び廃止の届出の受理に関すること。
- チ 第十五条第二項の規定による承継の届出の受理に関すること。
- リ 第十六条の規定による報告の徴収に関すること。
- ヌ 第十七条第一項の規定による立入検査に関すること。

第三条第三項第三号を削る。

(千葉県組織規程の一部改正)

- 4 千葉県組織規程（昭和三十二年千葉県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。  
第十三条工業課の部第十二号中「（昭和四十六年千葉県条例第三十二号）」を「（昭和四十九年千葉県条例第一号）」に改める。  
(千葉県聴聞規則の一部改正)
- 5 千葉県聴聞規則（昭和三十三年千葉県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。  
別表第四十四号中「（昭和四十六年千葉県条例第三十二号）第九条第二項」を「（昭和四十九年千葉県条例第一号）第十三条第二項」に改める。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年四月一日規則第二十八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十八年十月一日から施行する。ただし、第一条の八から第一条の十二を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（千葉県聴聞規則の一部改正）

- 2 千葉県聴聞規則（昭和三十三年千葉県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四十四号中「第十三条第二項」を「第十七条の二第一項」に改める。

附 則（平成七年三月三十一日規則第三十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年十月二十一日規則第八十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十三年二月二十三日規則第十四号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月三十日規則第三十六号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十五年二月五日規則第十一号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十五日規則第八十一号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条の三第二号の改正規定は、平成二十七年十二月二十六日から施行する。

附 則（平成二十八年三月三十一日規則第四十六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県土採取条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十八年七月二十九日規則第六十三号）

この規則は、平成二十八年八月一日から施行する。

附 則（令和三年九月三十日規則第七十九号）

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

別 記

第一号様式

（第一条の二第一項）

追加〔昭和58年規則28号〕、一部改正〔平成7年規則39号・11年89号・28年規則46号・令和3年79号〕

第二号様式

（第一条の二第二項第五号）

追加〔昭和58年規則28号〕、一部改正〔平成7年規則39号〕

### 第三号様式

(第一条の五第一項)

追加〔昭和58年規則28号〕、一部改正〔平成7年規則39号・11年89号・28年46号・63号・令和3年79号〕

### 第三号様式の二

(第一条の五第二項第一号)

追加〔平成9年規則86号〕、一部改正〔平成11年規則89号・28年63号・令和3年79号〕

### 第四号様式

(第一条の五第二項第二号)

追加〔昭和58年規則28号〕、一部改正〔平成7年規則39号・9年86号・11年89号・28年63号・令和3年79号〕

### 第五号様式

(第一条の五第二項第二号)

追加〔昭和58年規則28号〕、一部改正〔平成7年規則39号・9年86号・11年89号・28年63号・令和3年79号〕

### 第六号様式

(第一条の六第一項)

追加〔昭和58年規則28号〕、一部改正〔平成7年規則39号・11年89号・28年46号・63号・令和3年79号〕

### 第七号様式

(第一条の七)

追加〔昭和58年規則28号〕、一部改正〔平成7年規則39号・11年89号・28年63号・令和3年79号〕

### 第八号様式

(第一条の十二)

追加〔昭和58年規則28号〕、一部改正〔平成7年規則39号・11年89号・28年63号・令和3年79号〕

### 第九号様式

(第一条の十三)

追加〔昭和58年規則28号〕、一部改正〔平成7年規則39号・28年63号〕

### 第十号様式

(第一条の十四)

追加〔昭和58年規則28号〕、一部改正〔平成7年規則39号・11年89号・28年63号・令和3年79号〕

### 第十一号様式

(第二条)

一部改正〔昭和53年規則18号・58年28号・平成7年39号・11年89号・16年36号・令和3年79号〕

### 第十二号様式

(第三条第一項)

一部改正〔昭和53年規則18号・58年28号・平成7年39号・11年89号・16年36号・令和3年79号〕

### 第十三号様式

(第四条第一項)

一部改正〔昭和53年規則18号・58年28号・平成7年39号・11年89号・16年36号・令和3年79号〕

### 第十四号様式

(第五条)

一部改正〔昭和53年規則18号・58年28号・平成7年39号・11年89号・16年36号・令和3年

79号]

第十五号様式

(第六条)

一部改正〔昭和53年規則18号・58年28号・平成7年39号・11年89号・16年36号・令和3年79号〕

第十六号様式

(第七条第一項)

一部改正〔昭和58年規則28号〕

第十七号様式

(第九条)

一部改正〔昭和58年規則28号〕